日本ホームステージング協会の会員の皆さまへ

令和5年度版

日本ホームステージング協会の

ホームステージング保険

請負業者賠償責任保険　生産物賠償責任保険

会員様だけが加入できる ホームステージャーのための保険 です

ホームステージングを行う場合に想定されるリスクを総合的に補償します

- **法人も個人も**加入可能　法人・個人事業主は保険料の損金(経費)算入可能
- **スケールメリット**により**割安な保険料**
- **裁判費用**や**弁護士報酬等**の訴訟費用も補償
- **作業中から引き渡し後まで幅広く補償**するので安心

「請負賠償責任保険」と「生産物賠償責任保険」の2つの保険で形成されています。

作業中の賠償事故 「請負賠償責任保険」	引渡し後の賠償事故 「生産物賠償責任保険」

基本保険期間　**2023年7月1日**（午後4時）～ **2024年7月1日**（午後4時）

2023年7月1日以降も随時加入受付（毎月15日までのお申し込みで翌月1日補償開始）

いつでもご加入いただけます

一般社団法人
日本ホームステージング協会

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社

基本補償

ホームステージング保険は賠償リスクを包括して補償

請負賠償責任保険　仕事の遂行に起因する対人・対物事故への賠償

仕事の遂行に起因する対人・対物事故について、加入者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

例えばこんな事故が

作業中の賠償事故

- 台車で家具を運搬中にマンションの廊下の角にぶつかり、破損させてしまった。
- 花瓶を移動させていたら床に落としてしまい、破片でお客様の足を怪我させてしまった。
- 家具を移動しようとした際に誤って壁を傷つけてしまった。

作業中の目的物損壊事故

- 外国製の高級スタンドライトを移動させている際に、落としてしまい、破損させてしまった。
- 壁の絵を掛け直していたところ、下に落としてしまい、額縁と下にあった家財を壊してしまった。
- テーブルを移動していたところ、角が当たってしまい テーブルが欠けてしまった。

生産物賠償責任保険　行った作業、サービスの結果による対人・対物事故への賠償

仕事の結果に起因して仕事の終了後に発生した対人・対物事故について、加入者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

例えばこんな事故が

引渡し後の賠償事故

- ホームステージング作業終了後片付け忘れていた道具に居住者が躓いてケガをしてしまった。

- ホームステージング作業中に、壁の絵画の掛け替えを行ったところ、掛け方に不備があり、数日後に額縁ごと落下し、額及び絵が破損してしまった。

契約形態

保険契約者／一般社団法人　日本ホームステージング協会

記名被保険者(補償を受けられる方)　／会員企業であるご加入者
※なお、請負賠償においては、被保険者に発注者やご加入者の業務に従事中の下請負人を含みます。

・この保険は一般社団法人　日本ホームステージング協会が保険契約者となる契約です。
・ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が一般社団法人日本ホームステージング協会の会員である場合にかぎります。

プラン概要

		作業中の賠償事故 **請負賠償**	セット	引渡し後の賠償事故 **生産物賠償**
支払限度額	Aプラン	1億円（1名・1事故あたり/身体・財物共通※）		
	Bプラン（個人契約専用）	5,000万円（1名・1事故あたり/身体・財物共通※）		
	A・B共通	上記と同様 管理下財物損壊担保特約		1,000万円 生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約
免責金額	A・B共通	5万円（1事故あたり）		
訴訟対応費用	A・B共通	1,000万円 （1事故あたり）		
初期対応費用	A・B共通	100万円 （1事故あたり）		

※生産物賠償は保険期間中の支払限度額も上記の限り

補償の詳細は、8~10ページに記載していますのでご確認ください。

◆プランについて

個人契約の場合：AプランかBプランをお選びください
法人契約の場合：Aプランでのご契約となります

事故が起こったときの流れ

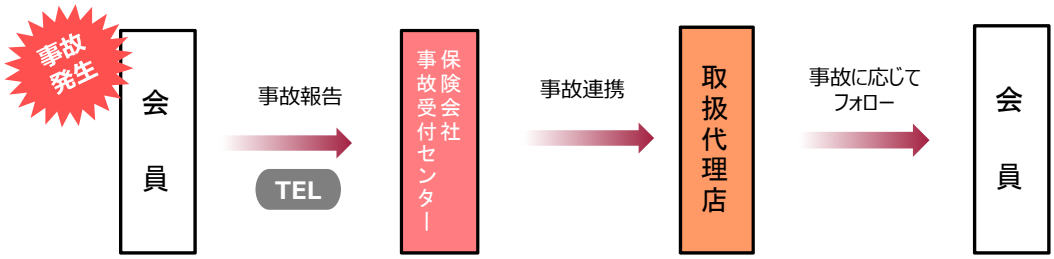

事故時のご連絡先

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社
事故受付センター（東京海上日動安心110番）
TEL：0120-720-110
受付時間：24時間

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載します。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のHP（https://www.tokiomarine-nichido.co.jp）でご参照ください。
（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先

取扱代理店

保険サービスシステム株式会社
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-2-2 東宝日比谷ビル17Ｆ
ホームステージング保険係 専用ダイヤル：**03-6845-4360**

加入手続き方法

■ 7ページの「加入依頼書」にご記入・ご捺印の上、取扱代理店へメールをお送りください

このパンフレット7ページにある**「加入依頼書」**にご記入いただき、PDFもしくは写真を、
取扱代理店である保険サービスシステムエージェンシー株式会社へメールください。

●保険料はホームステージング事業の業務量（売上高）によって決定いたしますので、
直近の会計年度のホームステージング業における年間売上高をご記入ください。
（個人の方は申告年度：1月1日～12月31日の数字）
これから事業を開始する場合、または前年度が1年に満たない場合は、年間の売上予想額をご記入ください。

●保険期間の開始日をご記入ください。申込のタイミングにより開始日が異なります。（下表をご確認ください）
なお、保険の終期は補償開始日にかかわらず、すべて2024年7月1日となります。

●ご契約者様が個人の場合は「Aプラン」、「Bプラン」のどちらかをご選択ください。
（法人契約の場合はAプランのみのご契約となり、Bプランは選択いただけません）

●売上高1,000万円以下のご契約者様につきましては保険料は6ページの**「保険料表」に記載の通りです。**
加入依頼書に保険料の数字を転記ください。

●「申込確認欄」にご署名・ご捺印ください
法人契約の場合は、法人名と代表者名をご記入いただき、法人印を押印ください。

●売上高1,000万円超のご契約者様につきましては、別途お見積りが必要になりますので、
「加入依頼書」の①部分のみご記入いただき、取扱代理店にメールください。
試算の上、保険料を記載した申込書をご返信いたします。
内容をご確認いただき申し込みされる場合は、その申込書にご記入・ご捺印の上、再度取扱代理店にメールください。

■ 保険料をお振込みください

取扱代理店にて上記加入依頼書を受付後、「お振込みのご案内」をご返信いたします。
内容をご確認の上期日までにお振込みください。
お振込み期日は原則として補償開始日の**前月20日**となります。

申込時期	保険期間	保険料払込期日
2023年6月15日(木) までに申し込み	2023年7月1日午後4時～2024年7月1日午後4時まで	6月20日(火) までにお振込み
2023年6月16日(金) 以降に申し込み	毎月15日までのお申込みで翌月1日午前0時～2024年7月1日午後4時まで	補償開始月の前月20日までにお振込

※申し込み=「加入依頼書」を取扱代理店へメール。原則として、メール送信日を申込日とします。

加入手続きの流れ

年間売上高1000万円以下のご加入者様

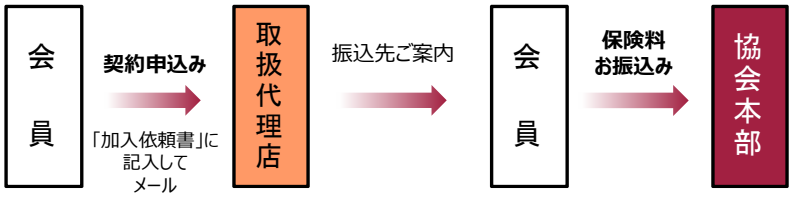

年間売上高1000万円超のご加入者様

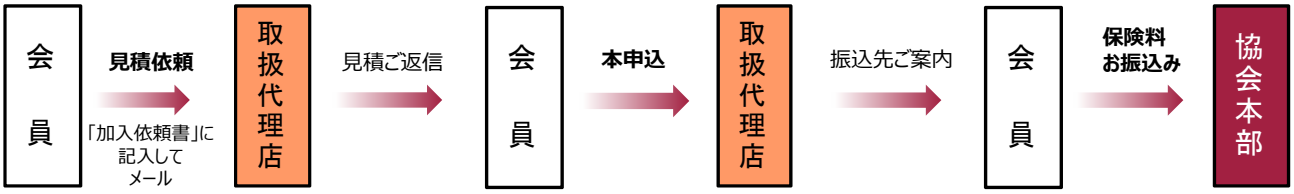

加入依頼書　記入例

こちらの記載例を参考に、7ページの「加入依頼書」本紙にご記入ください

①

会員番号（必須）	●●●●●	☑個人会員　□法人会員
☆契約者名（必須）	カ　ホケン　タロウ 保険　太郎	
契約者住所（必須）	〒 100-1234 東京都江東区〇〇１－１－１ TEL：03-1234-5678　FAX：	
担当者氏名（法人契約の場合 必須）		
メールアドレス（必須）	********@**********	
☆直近の会計年度の年間売上高（必須）	50　万円	

※ホームステージング事業に関わる直近の売上高をご申告ください。前年実績がない場合は見込み値をご記入ください。

＜法人契約の場合＞
契約の件でご連絡させていただく際のご担当者様名とご担当者様のメールアドレスをご記入ください

新たに資格を取得した等で実績が無い場合も、見込み額をご記入ください。

②

保険期間	2023 年 7 月 1日	～ 2024 年 7月 1日

プランAもしくはBをご選択ください。（ご契約者が法人の場合はBプランは選択いただけません）

◯ プランA：支払限度額1億円	◯ プランB：支払限度額5,000万円

「6ページ【中途加入】保険料表」の数値を転記ください。

保険料（必須）	15,480　円　転記ください
制度維持費	500円
お支払い額合計	上記保険料＋制度維持費

パンフレット6ページの「保険料表」にて、ご希望のプランの保険料をご確認いただき記入してください。

売上高1,000万円以下のご契約者様につきましては下記「申込確認欄」のご記入・ご捺印をもってお申込みとなります

申込確認欄　（必須）

ホームステージング保険の内容を確認のうえ上記内容にて申し込みます。
私は、契約者である企業または団体の構成員であることを確認し、団体に対してこの保険契約への加入を依頼します。
また、私は別紙に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。

申込日・確認日　　契約者名
2023　年 6 月 10 日　保険　太郎　（保険）

※法人契約の場合は代表者名もご記入ください。また法人印を押印ください
※ご加入時の確認事項確認印兼用

必ずご捺印もお願いいたします。

株式会社〇〇〇〇
代表取締役　保険　太郎　（法人印）

法人の場合は代表者名も記載してください。

ご記入・ご捺印いただきました用紙をスキャナ等でPDFにするか、または写真にとってメールに添付して下記アドレスまでお送りください。

keiyaku@hokenss.co.jp

ご記入に際しましてご不明な点がございましたら以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください

＜取扱代理店＞　保険サービスシステム株式会社

ホームステージング保険　専用ダイヤル：**03-6845-4360**

ホームステージング保険　保険料表

保険料は売上高によって異なります。該当の売上高の欄をご確認ください。

※売上高(万円）の10の位以下を**切り上げて**、100万円単位にした額が基準となります。

【例】・年間売上高 215万円 → 上記表の300万円の欄をご参照ください
・年間売上高　35万円 → 上記表の100万円の欄をご参照ください

※売上高は ホームステージング(業）の売上となります。

※保険期間の終期はどの加入者様も2024年7月1日となるため、補償開始日～2024年7月1日までの月数分の保険料となります。
該当の申込日の欄をご確認ください。

Aプラン　支払限度：1億円

お申込み日	保険期間	売上高（万円）										
		100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,000超
～2023年6月15日	2023年 7月 1日～ 2024年 7月 1日（1年間）	15,480円	16,940円	18,430円	19,900円	21,360円	22,840円	24,300円	25,780円	27,260円	28,710円	取扱代理店にて試算
～2023年7月15日	2023年 8月 1日～ 2024年 7月 1日（11か月間）	14,190円	15,530円	16,900円	18,240円	19,580円	20,940円	22,270円	23,630円	24,990円	26,320円	
～2023年8月15日	2023年 9月 1日～ 2024年 7月 1日（10か月間）	12,910円	14,110円	15,360円	16,590円	17,800円	19,030円	20,250円	21,490円	22,720円	23,930円	
～2023年9月15日	2023年 10月 1日～ 2024年 7月 1日（9か月間）	11,610円	12,710円	13,830円	14,930円	16,020円	17,140円	18,220円	19,340円	20,440円	21,530円	
～2023年10月15日	2023年 11月 1日～ 2024年 7月 1日（8か月間）	10,320円	11,300円	12,290円	13,260円	14,240円	15,230円	16,200円	17,190円	18,170円	19,140円	
～2023年11月15日	2023年 12月 1日～ 2024年 7月 1日（7か月間）	9,030円	9,880円	10,760円	11,610円	12,460円	13,330円	14,170円	15,040円	15,900円	16,750円	
～2023年12月15日	2024年 1月 1日～ 2024年 7月 1日（6か月間）	7,750円	8,470円	9,220円	9,950円	10,680円	11,420円	12,160円	12,900円	13,640円	14,360円	
～2024年1月15日	2024年 2月 1日～ 2024年 7月 1日（5か月間）	6,450円	7,060円	7,680円	8,290円	8,900円	9,520円	10,130円	10,740円	11,360円	11,960円	
～2024年2月15日	2024年 3月 1日～ 2024年 7月 1日（4か月間）	5,160円	5,640円	6,140円	6,640円	7,120円	7,610円	8,100円	8,590円	9,090円	9,570円	
～2024年3月15日	2024年 4月 1日～ 2024年 7月 1日（3か月間）	3,870円	4,240円	4,610円	4,980円	5,340円	5,720円	6,080円	6,440円	6,820円	7,180円	
～2024年4月15日	2024年 5月 1日～ 2024年 7月 1日（2か月間）	2,590円	2,830円	3,070円	3,310円	3,560円	3,810円	4,050円	4,300円	4,550円	4,790円	
～2024年5月15日	2024年 6月 1日～ 2024年 7月 1日（1か月間）	1,290円	1,410円	1,540円	1,660円	1,780円	1,910円	2,030円	2,150円	2,270円	2,390円	

Bプラン　支払限度：5000万円

お申込み日	保険期間	売上高（万円）										
		100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,000超
～2023年6月15日	2023年 7月 1日～ 2024年 7月 1日（1年間）	14,280円	15,530円	16,800円	18,060円	19,300円	20,570円	21,820円	23,090円	24,340円	25,590円	取扱代理店にて試算
～2023年7月15日	2023年 8月 1日～ 2024年 7月 1日（11か月間）	13,090円	14,240円	15,400円	16,550円	17,700円	18,860円	20,000円	21,170円	22,310円	23,450円	
～2023年8月15日	2023年 9月 1日～ 2024年 7月 1日（10か月間）	11,910円	12,940円	14,000円	15,050円	16,080円	17,140円	18,190円	19,240円	20,290円	21,330円	
～2023年9月15日	2023年 10月 1日～ 2024年 7月 1日（9か月間）	10,710円	11,650円	12,600円	13,550円	14,480円	15,430円	16,370円	17,320円	18,260円	19,190円	
～2023年10月15日	2023年 11月 1日～ 2024年 7月 1日（8か月間）	9,520円	10,350円	11,200円	12,040円	12,870円	13,720円	14,550円	15,390円	16,230円	17,060円	
～2023年11月15日	2023年 12月 1日～ 2024年 7月 1日（7か月間）	8,330円	9,060円	9,800円	10,540円	11,260円	12,000円	12,730円	13,470円	14,200円	14,930円	
～2023年12月15日	2024年 1月 1日～ 2024年 7月 1日（6か月間）	7,150円	7,770円	8,410円	9,030円	9,650円	10,290円	10,920円	11,550円	12,180円	12,800円	
～2024年1月15日	2024年 2月 1日～ 2024年 7月 1日（5か月間）	5,950円	6,470円	7,000円	7,520円	8,050円	8,570円	9,090円	9,620円	10,140円	10,660円	
～2024年2月15日	2024年 3月 1日～ 2024年 7月 1日（4か月間）	4,760円	5,180円	5,600円	6,020円	6,430円	6,850円	7,270円	7,700円	8,110円	8,530円	
～2024年3月15日	2024年 4月 1日～ 2024年 7月 1日（3か月間）	3,570円	3,880円	4,200円	4,520円	4,830円	5,140円	5,450円	5,770円	6,080円	6,400円	
～2024年4月15日	2024年 5月 1日～ 2024年 7月 1日（2か月間）	2,390円	2,590円	2,800円	3,010円	3,220円	3,430円	3,640円	3,850円	4,060円	4,260円	
～2024年5月15日	2024年 6月 1日～ 2024年 7月 1日（1か月間）	1,190円	1,290円	1,400円	1,510円	1,610円	1,710円	1,820円	1,920円	2,030円	2,140円	

一般社団法人日本ホームステージング協会　御中

ホームステージング保険 加入依頼書

【ご注意】★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

取扱代理店 保険サービスシステム株式会社　宛	メール：keiyaku@hokenss.co.jp

◆売上高1000万円以下のご契約者様

下記 ①、②をご記入・ご捺印いただき、こちらのページをPDFもしくは写真で上記メールアドレスにお送りください。

◆売上高1,000万円超のご契約者様

①のみご記入の上、取扱代理店までメールください。記入いただいた売上高で試算後、別途お申込書をご返信致します。

①

会員番号（必須）		□個人会員　□法人会員
☆契約者名（必須）	カナ	
契約者住所（必須）	〒 TEL：　　FAX：	
担当者氏名（法人契約の場合 必須）		
メールアドレス（必須）		

☆直近の会計年度の年間売上高（必須）	万円

※ホームステージング事業に関わる直近の売上高をご申告ください。前年実績がない場合は見込み値をご記入ください。

②

保険期間	年　　月　1日	～　2024 年　7月　1日

プランAもしくはBをご選択ください。（ご契約者が法人の場合はBプランは選択いただけません）

◯　プランA：支払限度額1億円	◯　プランB：支払限度額5,000万円

「6ページ　保険料表」の数値を転記ください。

保険料（必須）	円　転記ください
制度維持費	500円
お支払い額合計	上記保険料＋制度維持費

売上高1,000万円以下のご契約者様につきましては下記「申込確認欄」のご記入・ご捺印をもってお申込みとなります

申込確認欄

（必須）

ホームステージング保険の内容を確認のうえ上記内容にて申し込みます。
私は、契約者である企業または団体の構成員であることを確認し、団体に対してこの保険契約への加入を依頼します。
また、私は別紙に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。

申込日・確認日　　契約者名

年　　月　　日　　◯印

※法人契約の場合は代表者名もご記入ください。また法人印を押印ください
※ご加入時の確認事項確認印兼用

プラン内容

賠償責任保険

約款構成　賠償責任保険普通保険約款
＋請負業者特別約款＋生産物特別約款
＋特約（管理下財物損壊担保特約条項など）
＋訴訟対応費用担保特約＋初期対応費用担保特約

賠償責任保険(保険金をお支払いする主な場合)

業務遂行に起因する法律上の賠償責任の補償(請負業者賠償責任保険)

記名被保険者にかかる請負工事（作業）の遂行や、請負工事（作業）を行うために記名被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊（滅失・破損・汚損）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。なお、保険期間中に日本国内で対人・対物事故が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。

仕事の結果に起因する法律上の賠償責任の補償(生産物賠償責任保険)

記名被保険者が行った仕事が終了した後、その仕事の欠陥により発生した偶然な事故により、保険期間中に他人の生命もしくは身体を害し、または財物を損壊（滅失・破損・汚損）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。なお、保険期間中に日本国内で対人・対物事故が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。

主な保険の対象となる事故について

・家具を移動中に床板をキズつけた。
・業務用の備品を買いに出かける際、自転車で通行人と接触してしまった。
・お客様のタンスを倒してしまい、破損させてしまった。
・部屋のコーディネートが完了し、部屋の引渡が終了。片付け忘れていた道具に居住者が躓いてケガをしてしまった。
・部屋をコーディネートした際に、位置をずらして絵画を設置。鋲の刺さりが浅く、額縁ごと落下し、額及び絵が破損してしまった。

お支払いする保険金

(1) 保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものにかぎります。

① 法律上の損害賠償金
被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。
《身体賠償事故の場合》治療費、医療費、慰謝料など
《財物賠償事故の場合》修理費、再調達に要する費用など
⇒修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上日動の同意が必要となります。

② 争訟費用
被保険者が事前に東京海上日動の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。

③ 損害防止軽減費用
事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために東京海上日動の同意を得て支出した費用をお支払いします。

④ 緊急措置費用
事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または東京海上日動の同意を得て支出したその他の費用をお支払いします。

⑤ 協力費用
被保険者が損害賠償請求を受け、東京海上日動が必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が東京海上日動に協力するために支出した費用をお支払いします。

(2) 東京海上日動の責任は、１回の事故ごとについて定めます。

(3) １回の事故について、支払うべき(1)①の保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。
ただし、加入者証に記載された支払限度額を限度とします。

(1)①の損害賠償金の額 － 加入者証に記載された免責金額 ＝ 保険金

(4) (1)②から⑤までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が加入者証に記載された支払限度額を超える場合は、(1)②の争訟費用は、次の算式によって得られた額とします。

(1)②の争訟費用 × $\frac{\text{支払限度額}}{\text{(1)①の損害賠償金の額}}$ ＝ (1)②の争訟費用に対する支払額

保険金をお支払いできない主な場合

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

①保険契約者または被保険者の故意。
②戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
③地震、噴火、洪水、津波または高潮
④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
⑤被保険者と同居する親族に対する賠償責任
⑥被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
⑦排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

【その他の特約条項の免責事由】

①原子力危険
核燃料物質（使用済燃料を含みます。）、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素およびこれらいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）。
②専門職業危険
被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害に対しては保険金を支払わない。
ア．疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立ち合い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
イ．美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
ウ．薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
エ．あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
オ．建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
③汚染危険
当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質（＊）の排出・流出・いっ出または漏出（以下「排出等」といいます。）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のすべての条件に該当する場合を除きます。
ア．排出等が不測であること。
イ．排出等の原因となる事故が突発的に発生したこと。
ウ．排出等が急激であること。
エ．事故が発生してから7日以内に被保険者が肺排出等を発見し、かつ21日以内に当会社に通知すること。
（＊）「汚染物質」とは、生物（人体を含みます。）に有害な物質、または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質をいいます。なおこれらの物質には、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。
④石綿損害等
ア．石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
イ．石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

【請負業者特別約款の免責事由】

①土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って発生した次の損壊等
ア．土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊。「工作物」とは、人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます。
イ．土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊
ウ．地下水の増減
②施設である建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
③自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理
④記名被保険者等の占有を離れた次に掲げるもの
ア．商品または飲食物
イ．施設外にあるその他の財物
⑤仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。
⑥ちり・ほこりまたは騒音
⑦飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。

【特約条項の免責事由（管理下財物損壊担保特約）】

①記名被保険者等またはその法定代理人（記名被保険者等が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人が所有する財物（所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。）
②記名被保険者等またはその法定代理人もしくは使用人がもっぱら保険証券記載の仕事以外の目的のために使用する財物
③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物
④記名被保険者等がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物（仕事の遂行のために借りている従業員宿舎、資材置場、事務所等の施設であって、臨時に設置されたものを除きます。）
⑤記名被保険者等が保管施設において保管するために預かっている財物
⑥記名被保険者等が運送を請け負った貨物。ただし、この規定は、貨物の損壊が作業場内（保険証券記載の仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。）において発生したものである場合には適用しません。

【生産物特別約款の免責事由】

①被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
②被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。）または虚偽の表示
③当会社は、被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。）について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
ア．完成品
イ．生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物
④仕事の結果による事故については、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。）または放棄の前に発生した事故に対しては、保険金を支払いません。

等

お支払いする保険金（特約条項）

●管理下財物損壊担保特約条項
記名被保険者、記名被保険者の下請負人及び発注者が所有・使用・管理する次の財物の損壊について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約条項です。
占有・使用している財物／直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分）／借りている財物（リース契約により占有する財物を含む）

●初期対応費用担保特約条項
この保険の対象となりうる事故が発生した際に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる次の初期対応費用に対して保険金を支払います。
事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査の費用、被保険者の役員・使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊 費等、通信費、対人事故が発生した場合の被害者への見舞費用、新聞等へのお詫び広告掲載費用　等

●訴訟対応費用担保特約条項
この保険の対象となる事故が発生し、日本国内において被保険者に対して損害賠償請求訴訟が提起された場合に、社会通念上妥当と認められる次の訴訟対応費用に対して保険金を支払います。
被保険者の使用人の超過通勤手当・臨時雇用費用、被保険者の役員・使用人の交通費や宿泊費、増設コピー機のリース料、自社または実験機関で行う事故の再現実験費用、事故原因の調査費用、意見書・鑑定書の作成費用、相手方当事者・裁判所に提出する文書の作成費用

●生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約条項
仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物について補償します。
（ただし補償対象となるのは、その財物がこの保険で対象となる対人・対物事故の原因となった場合に限ります）

支払限度額／免責金額

基本契約（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険それぞれに適用）

支払限度額 **（1事故あたり／身体・財物共通※）**	**Aプラン** 1億円 **Bプラン** 5,000万円 (個人契約専用)

※生産物賠償は保険期間中の支払限度額も上記の限り

免責金額 **（1事故あたり／身体・財物共通）**	AプランBプランともに　5万円

●管理下財物損壊担保特約条項
1事故につき　基本契約と共有
免責金額　5万円

●初期対応費用担保特約条項
1事故につき100万円
うち見舞費用支払限度額　1名10万円

●生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約条項
支払限度額　1,000万円（1事故・保険期間中につき）

●訴訟対応費用担保特約条項
支払限度額　1,000万円（1事故につき）

契約締結時の保険料算出の基礎数値の確認に関する注意事項

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等における実績数字をご申告いただき、それに基づいて保険料を算出します。
保険期間終了後の保険料精算は行いません。なお、ご申告いただいた保険料算出基礎数字が不足していた場合は、不足分の割合により保険金を削減してお支払しますので、ご注意ください。

中途加入・中途脱退の計算方法

〔中途加入の場合の追加保険料〕
保険期間の未経過期間に対し
月割りにより計算した保険料を一括でお支払いいただきます。
追加保険料＝年間保険料×未経過月数÷12

〔中途脱退の場合の返還保険料〕
保険期間の未経過期間に対し
月割りにより計算した保険料を一括で返還します。
返還保険料＝年間保険料－年間保険料×既経過月数÷12

ご注意

＜もし事故が起きたときは＞
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権には、時効（３年）がありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービスは行いません＞
この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。
また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

＜保険金請求の際のご注意＞
責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第１項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第２項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

＜告知義務＞
加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

＜補償の重複に関するご注意＞
補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

＜ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について＞
（１）ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
（２）ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
（３）以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合　　等

＜他の保険契約等がある場合＞
この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

<u>他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合</u>
　他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<u>他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合</u>
　損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

ご注意

＜加入者証＞

加入者証が届くまでの間、このご案内書等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、１か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいますようお願いします。

＜代理店の業務＞

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

＜保険会社破綻時の取扱い＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(＊)）またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
（＊）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、一般社団法人 日本ホームステージング協会を契約者とし、傘下会員を記名被保険者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人 日本ホームステージング協会が有します。

このご案内書は、ホームステージング保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。請者賠償責任保険、生産物賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細は、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によります。補償内容の詳細や保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人　日本損害保険協会　そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル
0570-022808
＜通話料有料＞

ＩＰ電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前９時１５分～午後５時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

お問い合わせ先

契約に関する お問い合わせ先

一般社団法人　日本ホームステージング協会
〒135-0042　東京都江東区木場6-4-2 KIビル4Ｆ　TEL:03-6810-5708　FAX:03-6810-5718

取扱代理店　　保険サービスシステム株式会社
〒100-0006　東京都千代田区有楽町1-2-2 東宝日比谷ビル17Ｆ　TEL:03-6845-4360　FAX:03-6845-4361

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社
東東京支店　専業第三チーム
〒130-0012　東京都墨田区太平4-1-3　オリナスタワー11階　TEL:03-6736-5634
受付時間：平日9:00-17:00

事故時の 問い合わせ先

事故受付センター（東京海上日動安心110番）
TEL：0120-720-110
受付時間：24時間

2023年5月作成
23TC-001293